

2014 年 6 月 16 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 332 号 ）

中国人民銀行、 貿易促進へ金融面の指導意見を公布 人民元の国際プーリングを全国展開へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は、2014 年 6 月 11 日付で『「国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見」の貫徹・具体化に関する指導意見』（以下『指導意見』という）を公布しました。国務院弁公庁が 2014 年 5 月 4 日付で公布した『国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見』（国弁発[2014]19 号）を受け、金融面での貿易促進策を列挙したもので、多国籍企業によるクロスボーダーの人民元資金集中管理を全国展開する方針等を明記しています。

□ 11 カ条の意見を明記

『指導意見』は、多国籍企業集団によるクロスボーダーの人民元資金集中管理を認める方針を盛り込みました（第 5 条）。PBOC 上海本部は、2014 年 2 月 20 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達』（銀総部発[2014]22 号、以下『22 号通達』という）を公布し、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内の企業を経由したクロスボーダーの人民元資金集中管理を解禁していますが、『指導意見』の方針はこの措置を全国展開するものと言えます。

『指導意見』によると、多国籍企業集団は、中国人民銀行の関連規定に基づき、『クロスボーダー双向人民元プーリング業務、經常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務等を含むクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務を展開することができる』（第 5 条）ことになり、人民元の集中決済については差額相殺決済（ネットティング）も可能となります。ネットティングの方法に関しては、集団全体で取りまとめて相殺するか、『個別のメンバー企業を単位として相殺することも可能と明記しています。PBOC は現在、クロスボーダー人民元資金集中運営管理の実施細則を策定している模様で、実施細則の公布後に実際の取扱が可能になるとみられます。

また、『指導意見』は經常取引、直接投資に係るクロスボーダーの人民元決済を銀行への資金受取・

支払指図書の提出のみで行えるとする手続簡素化措置も盛り込みました（第4条）。これも『22号通達』の簡素化措置を全国展開する形になります。ただ、『22号通達』が「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く」と規定していることから、全国展開においても同様の規制が掛けられると考えられます。さらに、個人による貨物貿易・サービス貿易のクロスボーダー人民元決済の取扱（第6条）や、第三者決済企業と銀行の提携によるクロスボーダー人民元決済サービスの展開（第7条）も、今年2月に発表された上海自由貿易区における改革措置の適用対象拡大とみられます。

『指導意見』に盛り込まれた11カ条の意見を以下に整理しました。意見の多くは方針の提示にとどまっており、一部の項目についてはその実行を可能にする実施細則の公布が待たれるところです。

【図表】『指導意見』による11カ条の意見

輸出入企業の融資 チャネルの拡大	✓ 流動資金貸付、輸出入信用貸付、ファクタリング等を活用した輸出入企業・対外貿易総合サービス企業に対する信用貸付の支持強化 ✓ 中小企業集合手形の発行等による輸出入企業の融資チャネル拡大
政策性金融の役割発揮	✓ 中国輸出入銀行による特惠輸出バイヤーズクレジット、特惠貸付の実行を奨励 ✓ 政策性金融機関によるサービス貿易に対する支援の強化
ファイナンスリース の発展促進	✓ ファイナンスリースによる大型設備の輸出入を支持 ✓ 条件に合致する金融リース会社による金融債券発行、リース資産証券化を支持
クロスボーダー 人民元決済の簡素化	✓ 経常取引・直接投資に係るクロスボーダー人民元決済の受取・支払指図書に基づく実行
クロスボーダー人民元 資金集中運営の展開	✓ 多国籍企業によるクロスボーダー人民元資金集中運営管理（クロスボーダー双方向人民元プーリング、経常取引クロスボーダー人民元集中決済）の展開
個人のクロスボーダー 人民元決済の実行	✓ 個人のクロスボーダー貿易人民元決済の身分証・工商営業許可証に基づく実行
第三者決済企業による クロスボーダー人民元 決済の展開	✓ 銀行と「インターネット支払」許可証を有する第三者支払機関との協力によるクロスボーダー貿易人民元決済サービスの提供
対外貿易企業の信用 情報制度の建設推進	✓ 対外貿易企業の信用記録データベースの構築
人民元為替相場の 形成メカニズムの整備	✓ 人民元為替相場の双方向変動の弾力性を増強 ✓ 人民元と各国通貨の直接取引市場の発展
為替リスクヘッジ 手段の多様化	✓ 直物為替、為替予約、通貨先物、通貨オプション等を組み合わせた為替・金利商品体系の形成 ✓ 商業銀行による外貨デリバティブ商品取扱の参入障壁の引下げ
海外進出企業への全方 位の金融サービス提供	✓ 業界をリードする大型企業による産業チェーンの海外延伸をM&A貸付やシンジケートローンで支持 ✓ 海外進出企業による国外での人民元債券の発行を奨励 ✓ 人民元海外投資ファンドやM&Aファンドの発展による海外進出の産業高度化

（『指導意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『指導意見』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国人民銀行
『国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見』
の貫徹・具体化に関する指導意見

国家開発銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行、中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、副省級都市中心支行、外貨取引センター（インターバンク・コールセンター）、中国インターバンク市場取引商協会：

『国務院弁公庁による対外貿易の安定的な成長の支持に関する若干意見』（国弁発[2014]19号）を貫徹・具体化し、対外貿易の安定的な成長を支持するため、ここに以下の指導意見を提出する。

- 1、 企業融資チャネルをさらに拡張させる。銀行業金融機関が積極的に新たな金融商品およびサービスを革新し、輸出信用保険証書融資をさらに拡大し、流動資金貸付、輸出入信用貸付、ファクタリング貸付、手形割引、外貨担保貸付、対外担保等の方式を柔軟に運用し、注文があり、収益がある輸出入企業および対外貿易総合サービス企業に対する信用貸付の支持を強化し、零細企業の輸出を促進することを奨励する。条件に合致する企業が非金融企業債務融資ツールを発行することを支持し、中小企業集合手形、中小企業地域集合優良手形、信用増進等の多種の革新の相互連携を推し進め、中小企業を含む輸出入企業の融資チャネルを拡張させる。
- 2、 政策性金融の対外貿易に対する支持の役割を十分に発揮させる。中国輸出入銀行が特惠輸出バイヤーズクレジットおよび特惠貸付の実行を増加させ、特惠輸出バイヤーズクレジット、特惠貸付のプロジェクトおよび資金の審査・批准手順を簡素化し、企業の「海外進出」、特に中小企業による輸出入信用貸付の支持程度を強化することを奨励する。政策性金融機関がサービス貿易に対する支援の程度を強化し、サービス貿易の重点プロジェクト建設を支持することを奨励する。
- 3、 ファイナンスリースを積極的に発展させる。有形動産を対象物とするファイナンスリース業務を積極的に発展させ、大型設備の輸出入を支持する。条件に合致する金融リース会社等の非銀行金融機関が、金融債券の発行、信用貸付の資産証券化試行への参加等の方法を通じて、融資チャネルを拡大することを積極的に支持する。
- 4、 クロスボーダー貿易および投資の人民元決済業務のフローを簡素化する。銀行業金融機関は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」および「審査の職責を尽くす」の3原則の基礎の上に、国内企業が提出する支払・受取指図書により直接、経常項目および直接投資に係る人民元クロスボーダー決済業務を行うことができる。

- 5、クロスボーダー人民元資金集中運營業務を展開する。多国籍企業集団は、中国人民銀行の関連規定に基づき、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務、経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務等を含むクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務を展開することができる。多国籍企業集団の本部は、中華人民共和国の国内で法に基づき登録・成立して実際に経営もしくは投資し、独立法人資格を有するメンバー企業（ファイナンス・カンパニーを含む）を指定し、クロスボーダー人民元資金集中運營業務を展開する全国性もしくは地域性の主宰企業とすることができる。主宰企業は、経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務を行うとき、相殺差額決済方式を採用することができ、経常項目における企業集団の受取・支払総額の相殺もしくはメンバー企業の受取・支払額の個別相殺に基づき決済することができる。クロスボーダー人民元資金集中運營業務は、国際収支申告関連規定に基づき国際収支申告義務を履行しなければならない。
- 6、個人クロスボーダー貿易人民元決済業務を展開する。銀行業金融機関は、個人が展開する貨物貿易、サービス貿易のクロスボーダー人民元業務のために決済サービスを提供することができる。銀行業金融機関は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の3原則の基礎の上に、個人の有効な身分証明書もしくは工商営業許可証により直接、顧客のためにクロスボーダー貿易人民元決済業務を行うことができ、必要なときは顧客に関連業務証憑の提出を要求することができる。
- 7、銀行業金融機関が支払機構と協力しクロスボーダー人民元決済業務を展開することを支持する。銀行業金融機関は、法に基づき「インターネット支払」業務許可を取得している支払機構と協力し、企業および個人のクロスボーダー貨物貿易、サービス貿易のために人民元決済サービスを提供することができる。銀行業金融機関は、支払機構とクロスボーダー電子商取引人民元決済業務協議を締結し、合わせて当地の中国人民銀行分支機構に報告して届け出なければならない。
- 8、対外貿易企業信用体系の建設を推進する。『社会信用体系建設計画要綱（2014～2020年）』を貫徹・具体化し、各部門、各業界による当該部門が行政、法執行において掌握した社会メンバー信用記録の構築・健全化を推し進め、政務情報の公開を適切に強化し、部門間の信用情報の共有を推進し、合わせて行政法執行において信用サービス商品に対する使用を広げ、対外貿易企業を含む社会信用体系の建設を大々的に推進する。社会メンバーによる対外貿易企業の信用情報の収集と応用を推進し、対外貿易企業の信用記録データベースの建設を協力推進し、対外貿易企業のために金融サービスインフラの支持を提供する。
- 9、人民元為替相場の形成メカニズムをさらに完善化する。人民元為替相場の市場化形成メカニズムを継続して完善化し、市場による為替相場決定の程度を強化し、国際収支の均衡を促進する。外貨市場の発展状況および経済金融の情勢に基づき、人民元為替相場の双方向の変動弾力性を増強

し、人民元為替相場の合理的な均衡水準における基本的な安定を保持する。市場に為替相場決定の役割をさらに発揮させ、市場需給を基礎とする、管理ある変動為替相場制度を完善化する。人民元のその他の通貨に対する直接取引市場の発展を継続して推し進める。

- 10、為替相場リスク回避ツールを豊富にする。外貨商品の革新程度を強化し、外貨市場の取引品種を増加させ、外貨オプションセット商品および通貨先物業務の革新を研究し、直物為替、為替予約、通貨先物、外貨オプション等の多種の商品が結合し、為替相場商品および金利商品が結合する商品体系を形成する。外貨市場参加主体を豊富にし、商業銀行による外貨デリバティブ商品の参入障壁を引き下げ、中小銀行が元転・外貨転予約業務を開始する資格条件を適度に緩和する。取引、清算、情報等のインフラ施設の建設を完善化し、企業と居住者による実需原則に基づく為替相場リスク回避の需要をさらに良く満足させる。
- 11、企業の「海外進出」のために全方位の金融サービスを提供する。国内金融機関がクロスボーダー合併・買収、クロスボーダー人民元業務の展開等の方式を通じて、海外配置を加速し、顧客を中心とするグローバルで統一の与信、マーケティング、管理およびサービス体系を発展させることを支持し、国内外の合併・買収貸付、シンジケートローン等の間接融資および直接融資を提供し、合併・買収能力があり、業界をリードする地位を有する大型企業による戦略的合併・買収を通じた産業チェーンを延伸し、サプライチェーン融資を国外にまで穏当に延伸し、中国の装備、材料、製品、標準、技術およびサービスの「海外進出」を引っ張り、核心的な競争力を有する多国籍企業集団を育成することを支持する。「海外進出」企業が国外で人民元債券を発行し、国外プロジェクトを全額で支持することを奨励する。多種の形式の人民元海外投資・貸付ファンドおよび合併・買収ファンドを発展させ、企業の「海外進出」による産業のグレードアップ・モデルチェンジの促進を支持し、対外貿易の持続的発展を促進することを奨励する。

中国人民銀行各分支機構は、本指導意見を管轄内の銀行業金融機関および支払機構に転送すること。

中国人民銀行
2014年6月11日

(中国語原文)

中国人民银行上海总部 关于贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》的指导意见

国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行；中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行，外汇交易中心（同业拆借中心），交易商协会：

为贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》（国办发〔2014〕19号），支持外贸稳定增长，现提出以下指导意见：

- 一、 进一步拓宽企业融资渠道。鼓励银行业金融机构积极创新金融产品和服务，进一步扩大出口信用保险保单融资，灵活运用流动资金贷款、进出口信用贷款、保理贷款、票据贴现、押汇贷款、对外担保等方式，加强对有订单、有效益的进出口企业和外贸综合服务企业的信贷支持，促进小微企业出口。支持符合条件的企业发行非金融企业债务融资工具，推动中小企业集合票据、中小企业区域集优票据、信用增进等多种创新相互配合，拓宽包括中小企业在内的进出口企业融资渠道。
- 二、 充分发挥政策性金融对外贸的支持作用。鼓励中国进出口银行增加优惠出口买方信贷和优惠贷款投放，简化优买、优贷项目和资金审批程序，加大对企业“走出去”特别是中小企业进出口信贷的支持力度。鼓励政策性金融机构加大对服务贸易扶持力度，支持服务贸易重点项目建设。
- 三、 积极发展融资租赁。积极发展以有形动产为标的的融资租赁业务，支持大型设备进出口。积极支持符合条件的金融租赁公司等非银行业金融机构，通过发行金融债券、参与信贷资产证券化试点等方式，扩大融资渠道。
- 四、 简化跨境贸易和投资人民币结算业务流程。银行业金融机构可在“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”三原则基础上，凭境内企业提交的收付款指令，直接办理经常项下和直接投资项下人民币跨境结算业务。
- 五、 开展跨境人民币资金集中运营业务。跨国企业集团可以根据中国人民银行有关规定开展跨境人民币资金集中运营业务，包括跨境双向人民币资金池业务、经常项下跨境人民币集中收付业务等。跨国企业集团总部可以指定在中华人民共和国境内依法注册成立并实际经营或投资、具有独立法人资格的成员企业（包括财务公司），作为开展跨境人民币资金集中运营业务的全国性或区域性主办企业。主办企业在办理经常项下跨境人民币集中收付业务时，可采用轧差净额结算方式，按照经常项下企业集团收付总额轧差或成员企业收付额逐个轧差结算。跨境人民币资金集中运营业务应按照国际收支申报相关规定履行国际收支申报义务。

- 六、 开展个人跨境贸易人民币结算业务。银行业金融机构可为个人开展的货物贸易、服务贸易跨境人民币业务提供结算服务。银行业金融机构在“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”三原则的基础上，可凭个人有效身份证件或者工商营业执照直接为客户办理跨境贸易人民币结算业务，必要时可要求客户提交相关业务凭证。
- 七、 支持银行业金融机构与支付机构合作开展跨境人民币结算业务。银行业金融机构可与依法取得“互联网支付”业务许可的支付机构合作，为企业和个人跨境货物贸易、服务贸易提供人民币结算服务。银行业金融机构应与支付机构签订跨境电子商务人民币结算业务协议，并报当地中国人民银行分支机构备案。
- 八、 推进外贸企业征信体系建设。贯彻落实《社会信用体系建设规划纲要（2014-2020年）》，推动各部门、各行业建立健全本部门在行政、执法中所掌握的社会成员信用记录，切实加强政务信息的公开，推进部门间信用信息共享，并在行政执法中加大对信用服务产品的使用，大力推进包括外贸企业在内的社会信用体系建设。推进社会成员包括外贸企业信用信息的归集与应用，配合促进外贸企业信用记录数据库建设，为外贸企业提供金融服务基础支持。
- 九、 进一步完善人民币汇率形成机制。继续完善人民币汇率市场化形成机制，加大市场决定汇率的力度，促进国际收支平衡。根据外汇市场发展状况和经济金融形势，增强人民币汇率双向浮动弹性，保持人民币汇率在合理均衡水平上的基本稳定。进一步发挥市场决定汇率的作用，完善以市场供求为基础的、有管理的浮动汇率制度。继续推动人民币对其他货币直接交易市场发展。
- 十、 丰富汇率避险工具。加大外汇产品创新力度，增加外汇市场交易品种，研究外汇期权组合产品和期货业务创新，形成即期、远期、期货、期权等多种产品结合，汇率产品和利率产品结合的产品体系。丰富外汇市场参与主体，降低商业银行外汇衍生产品准入门槛，适当放宽中小银行开办远期结售汇业务资格条件。完善交易、清算、信息等基础设施建设，更好地满足企业和居民基于实际需求原则的汇率避险需求。
- 十一、 为企业“走出去”提供全方位金融服务。支持境内金融机构通过跨境并购、开展跨境人民币业务等方式，加快海外布局，发展以客户为中心的全球统一授信、营销、管理和服务体系，提供境内外并购贷款、银团贷款等间接融资和直接融资，支持有并购能力、具有行业龙头地位的大型企业通过战略性并购延伸产业链，稳步将供应链融资延伸到境外，带动中国装备、材料、产品、标准、技术和服务“走出去”，培育有核心竞争力的跨国企业集团。鼓励“走出去”企业到境外发行人民币债券，全额支持境外项目。鼓励发展多种形式的人民币海外投贷基金和并购基金，支持企业“走出去”促进产业升级换代，促进外贸持续发展。

请中国人民银行各分支机构将本指导意见转发至辖区内银行业金融机构和支付机构。

中国人民银行
2014年6月11日